

## 島嶼会館会議室利用約款

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

東京都島嶼町村一部事務組合の運営する島嶼会館（以下『当会館』と称します。）では、会議室のご利用に関して、以下の通り定めております。

つきましては、当会館がお客様と会議室のご利用に関して締結する契約は、この約款によるものとさせていただきますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

但し、個別の契約において当会館との間で別途取り決めを行う際は、その取り決め条件に従うものとします。

なお、この約款に定めのない事項につきましては、法令または一般に確立された慣習によるものとさせていただきます。

### 1. お申し込み

当会館に会議室のお申し込みを希望されるお客様は、次の事項をお申し出いただきます。

- ① お申し込み者のご氏名または会社名、団体名
- ② お申込者のご連絡先
- ③ 会議室のご利用日時
- ④ 会議の内容及びご利用人数
- ⑤ その他当会館が必要と認める事項

※申込みの受付開始は、月単位の予約で4ヵ月前の月の1日午前10時からとなります。

(例) 4月分の予約は、1月1日午前10時より受付開始

5月分の予約は、2月1日午前10時より受付開始

### 2. 利用時間と超過料金

会議室の利用時間は事前に当会館係員と取り決めた時間内と致します。この時間を超過した場合は超過料金を頂戴致します。但し、別の会議室利用時間との関連で、ご利用時間の延長に応じられない場合もございますので予めご了承ください。

### 3. 取消料と利用日変更料

お客様のご都合により、すでにご予約いただいた会議室をお取消しされる場合または利用日変更される場合には、原則として下記の通りお取消料または利用日変更料を申し受けます。(日数はご予約いただいた日より起算致します)

<伊豆諸島及び小笠原諸島在住の島民の方及び関係団体のご利用>

◎ご利用日の前日・・・・・・・・・・会議室の利用料の 50%

◎ご利用日の当日・・・・・・・・・・会議室の利用料の 100%

<一般の方のご利用>

◎ご利用日の 60 日前から 31 日までの間・・・・・・・・・・会議室の利用料の 40%

◎ご利用日の 30 日前から 15 日までの間・・・・・・・・・・会議室の利用料の 60%

◎ご利用日の14日前から3日までの間・・・会議室の利用料の80%

◎ご利用日の2日前以降・・・会議室の利用料の100%

#### 4. お支払い

ご利用日当日に現金またはクレジットカードにてお支払い願います。事前にお振り込みを希望される場合は、ご利用日3日前（土日祝日を除く）までに指定口座までご入金をお願い致します。

なお、取消料及び利用日変更料は、当会館指定日までに、現金支払いもしくは指定口座までご入金ください。

#### 5. ご利用されるお客様の責任

故意または過失により当会館が損害を被ったときは、当会館に対し、その損害を賠償していただきます。

#### 6. 当会館施設内（駐車場を含む）における事故・盗難などお客様の管理下で発生した事故・盗難につきましては、当会館は一切責任を負いませんのでご了承下さい。

当会館では、会議室をご利用されるお客様のお荷物などのお預かりはいたしません。

#### 7. 会議室利用契約締結の拒否

当会館は、次に掲げる場合において、会議室利用の契約に応じられません。

(1) 会議に出席する利用客の中に次に該当する者がいるとき。

- ① 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）による指定暴力団及び指定暴力団員またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等」という）
- ② 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体またはその構成員
- ③ 暴力団等に該当する者が役員となっている法人またはその構成員
- ④ 法令または公序良俗に反する行為をする恐れがあると判断される者

(2) 当会館の他の利用客に著しい迷惑を及ぼす言動をする恐れがあるとき。

(3) 当会館若しくは当会館の職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

(4) この会議室利用約款に違反、または違反する恐れがあると判断したとき。

#### 8. 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては禁止行為になっておりますのでご遠慮ください。

- ① 大音量を発するものの持込み(太鼓等の打楽器・バンドの演奏等)  
但し、マイクの使用につきましては、当会館が認めた場合のみとさせていただきます。
- ② 盲導犬・介助犬・聴導犬以外の犬・猫・小鳥その他の愛玩動物、家畜類の持ち込み
- ③ 発火または引火性の物品や危険物の持ち込み（クラッカー等）
- ④ 悪臭を発するものの持込み
- ⑤ 法令または公序良俗に反する行為および他のお客様の迷惑となる行動
- ⑥ 当会館の備品の移動
- ⑦ ご予約時の目的以外のご利用
- ⑧ 申込者以外への転売行為
- ⑨ 清掃に時間の掛かる行為（紙ふぶき・フラワーシャワー等）
- ⑩ 会議室での持ち込みによる飲食・調理
- ⑪ 会議室での喫煙(指定場所以外での喫煙)
- ⑫ 壁、天井などの施設の内外部に直接に掲示物を貼ったり、吊り下げる行為

- ⑬ 当会館内における寄付行為、無許可の物品等の販売
- ⑭ 旗幟の持込み、鉢巻き等示威行為
- ⑮ デモ・集会・ビラ配りによる活動(当会館内、当会館周辺)
- ⑯ その他法令で禁じられている行為

## 9. 解約・中止

次の項目の場合は、当会館より会議室のご予約を解約または、ご利用を中止させていただくことがございます。

なお、解約・中止させていただく際にも、当会館は一切の費用を負担しません。お客様のご負担となります。

(1) ご利用されるお客様の中に次に該当する者がいるとき。または、発覚した場合。

- ① 暴力団等
- ② 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体またはその構成員
- ③ 暴力団等に該当する者が役員となっている法人またはその構成員
- ④ 法令または公序良俗に反する行為をする恐れがあると判断される者
- ⑤ 病毒伝播の恐れのある伝染病等の疾患に罹った方

(2) 当会館の他の利用客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(3) 当会館若しくは当会館の職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行いあるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

(4) この会議室利用約款に違反、または違反する恐れがあると判断したとき。

(5) 天災その他、当会館の責任に帰することの出来ない事由により、会議室の利用が出来ない場合。

## 10. 免責事項

以下に定める事由に該当する場合には、お客様、当会館双方とも免責とさせていただきます。

- ① 天変地異、火災、戦争、紛争、その他お客様及び当会館のいずれの責に帰することのできない事由により、会議室の全部または一部が滅失もしくは毀損するなど会議室のご利用が不可能または著しく困難になったとき。
- ② 法令、または法令に基づく公権力の行使、もしくは関係官庁の指導等による会議室の収用、取り払い使用禁止等の事由が発生するなど、お客様及び当会館のいずれの責に帰することのできない事由により、会議室のご利用が不可能または著しく困難になったとき。

## 11. その他

- ① お客様がお申し込みまたはお打合せ時点での会議室の設備、設定、装飾、調度品等に関しましては変更が生じる場合がありますので、予めご了承くださいませようお願い致します。
- ② お車で来館され、駐車場をご利用されるお客様は、必ずフロントにて手続きをしていただけますようお願い致します。
- ③ 車を運転されるお客様の飲酒は、固くお断り申し上げます。

以上

## 会議室使用料

### (1) 島嶼住民及び関係者

(単位：円)

タイプ	面積(m <sup>2</sup> )	定員	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:00	1時間延長
第1会議室	20.1	12	3,200	4,200	3,200	1,100
第2会議室	20.1	12	3,200	4,200	3,200	1,100
第3会議室	41.2	24	6,400	8,500	6,400	2,100
第4会議室	25.1	12	3,900	5,200	3,900	1,300

※第1・2・3会議室はパーティションの開放により大会議室として使用可能になります。

※延長は最大1時間とさせていただきます。

但し、9:00前と21:00過ぎの延長はできません。

### (2) 一般利用者

(単位：円)

タイプ	面積(m <sup>2</sup> )	定員	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:00	1時間延長
第1会議室	20.1	12	5,000	6,600	5,000	1,700
第2会議室	20.1	12	5,000	6,600	5,000	1,700
第3会議室	41.2	24	10,200	13,200	10,200	3,400
第4会議室	25.1	12	6,100	8,100	6,100	2,000

※第1・2・3会議室はパーティションの開放により大会議室として使用可能になります。

※延長は最大1時間とさせていただきます。

ただし、9:00前と21:00過ぎの延長はできません。